

**「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る  
過去の未実現提案等についての政府の対応方針**

平成 22 年 1 月 29 日  
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年 12 月 8 日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、構造改革特別区域制度を活用し、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図ることとした。

これを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

**1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置**

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

**2. 全国において実施する規制改革事項**

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

**3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等**

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表 3 のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
105 1222	搭乗型移動支援ロボットの公道 実証実験	道路交通法(昭和35年法律第 105号)第77条、第78条 道路交通法施行規則(昭和35 年総理府令第60号)第10条 道路運送車両法(昭和26年法 律第185号)第2条第2項及び 第3項 道路運送車両の保安基準(昭 和26年運輸省令第67号)	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。	警察庁 国土交通省
1011	主要農作物種子審査の民間開放	主要農作物種子法(昭和27年 法律第131号)第2条、第4条、 第5条 主要農作物種子法施行規則 (昭和27年農林省令第39号) 別記様式第2号様式、第3号 様式、第4号様式	主要農作物種子法において指定種子生産ほ場に関し都道府県の職員が行うこととされている①ほ場審査事務、②生産物審査事務、③これらの審査証明書の交付の事務について、審査に必要な知識及び技術を有すると都道府県が認めた者に委託することができるよう制度の見直しを行う。	農林水産省
1310	野ヤギの狩猟鳥獣への追加	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律(平成14年法 律第88号)第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律施行規則(平 成14年環境省令第28号)第3 条	野生化したヤギによる食害等を防ぐため、狩猟鳥獣の対象とする。	環境省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
444	財産区財産の処分に係る都道府県知事への同意協議の不要化	地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条の5第2項 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第219条	財産区は、その財産または公の施設の処分または廃止であって政令で定める基準に反するものについて、あらかじめ都道府県知事の同意を得ることを義務付けられているが、この同意協議を不要とする。	平成22年通常国会に改正法案を提出予定	総務省
445	市町村の基本構想の策定義務の廃止	地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項	地方自治法で市町村のみ策定が義務付けられている基本構想について、その策定義務を廃止する。	平成22年通常国会に改正法案を提出予定	総務省
446	総務大臣又は都道府県知事に対する内部組織条例の届出義務及び予算等の報告義務の廃止	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第3項、第219条第2項、第233条第6項、第252条の17の11	総務大臣又は都道府県知事に対し、内部組織条例の制定改廃を届け出ること並びに予算、決算及び条例の制定改廃を報告することが義務付けられているが、この届出義務及び報告義務を廃止する。	平成22年通常国会に改正法案を提出予定	総務省
530	「留学」在留資格に日本語教育機関を追加	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2別表第一の四の表中、在留資格「留学」の下欄に掲げる活動	これまで、日本語教育機関において教育を受ける外国人就学生は、在留資格「就学」により在留していたが、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」への一本化を行う。	平成22年7月	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
531	農業生産法人に対する外国人研修生の受入れ人数枠の拡大	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項(研修の項)の下欄第5号ただし書き 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件(平成2年法務省告示第246号)の第9号ホ	農業を営む法人が農業協同組合等を通じて技能実習生を受け入れる場合であっても、事業協同組合を通じた受入れと同様の人数枠とすることとする。	平成22年7月	法務省
841	日本の高等学校通信制課程における海外在住者の生徒としての受入れ	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第24条	現行法上、我が国の高等学校教育を受ける者の居住地に関する規制は設けられておらず、日本の高等学校通信制課程における海外在住者の生徒としての受入れは現行においても実現可能であると考えられる。この点について、今年度中に関係方面に趣旨を周知する。	平成21年度中	文部科学省
9-104	都道府県職業能力開発校の弾力的な運営	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項及び第4項	都道府県が設置する職業能力開発校について、都道府県以外の者が管理運営することができるよう、所要の措置を講ずることとする。	平成22年度中	厚生労働省
9-105	電子化された診療録等の保存場所の要件の緩和	「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長通知)	現在、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長通知)において、一定の要件の下、電子媒体による診療録等の外部保存を認めているが、「診療録等の保存を行う場所に関する提言」(平成21年11月2日医療情報ネットワーク基盤検討会)を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。	平成21年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-106	児童自立支援施設の整備・運営に係る民間活力の導入	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第2項 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第36条第1項、第2項、第5項	現在、都道府県が設置する児童自立支援施設の施設長、児童自立支援専門員(生活支援員)には都道府県の職員を充てる義務があり、当該施設の外部委託が不可能となっているため、効率的な行政運営が可能となるよう、地域主権戦略の進捗と併せ、職員の身分規定を廃止することとする。	平成22年度中	厚生労働省
1145	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第14条 コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第14条	高圧ガス設備において、第一種製造者が設備の変更工事を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該変更工事が軽微なものである場合は、都道府県知事への届出でよいとされており、届出の対象となる工事の範囲を拡大する。	平成21年度中	経済産業省
1278	「回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化」の一般道路への拡大	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第36条の2 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第11条、第26条の6	自動車運送船から陸揚げした自動車の駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車を自動車運送船に積み込むための回送について、埠頭に限定されている「仮ナンバー取り付け要件柔軟化」を、一定の要件を満たしている場合には埠頭以外の一般道路にも拡大する。	平成22年度早期	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
406	災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信	電波法(昭和25年法律第131号)第4条、第6条第2項	現在、ホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと)の活用など新たな電波の有効利用の可能性について検討するために「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」を開催しており、平成22年夏頃を目途にとりまとめを行う予定。	平成22年夏頃を目途にとりまとめ	総務省
407	コミュニティFM放送局の放送区域の拡大	放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表第1号(第1条の2関係)(注)14	コミュニティ放送局の放送対象地域については、現行制度において地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域までを認めているところであるが、今後、地域的一体性の捉え方と放送を行おうとする区域の考え方(隣接する市町村の一部の区域までに限定することの適否等)について検討を行い、平成22年中に結論を得る。	平成22年中に結論	総務省
408	23GHz帯固定局(デジタル方式)の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第58条の2の11	23GHz帯固定局(デジタル方式)の変調方式等に関する要件については、周波数を有効的に利用しつつ、効率的に伝送するための方式について平成23年度までに技術的な検討を行い、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を行う。	平成23年度中に結論	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第7項、第122条、第132条等	職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	文部科学省
919	私立保育所における給食の外部搬入の容認	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条	現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、 ・子どもの発達段階に応じたきめ細やかな対応 ・調理する者と子どもの関わりなど食育への対応 ・アレルギー児・体調不良児への対応 に関する必要な対応・改善策を講じつつ、全国展開に向け、今年度に評価を行うこととされており、これを踏まえ、私立保育所における給食の外部搬入についても結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
924	クリニックモールでの共同受付の解禁	医療法(昭和23年法律第205号)第10条、第12条、第15条、第20条	クリニックモールの共同受付の実施に当たっては、それぞれの診療所の管理責任の明確化の観点から、実施する際の具体的条件について検討し、本年度内に結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
925	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条及び第8条	民生委員の推薦手続き等について、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、 ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする ・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする 方向で、地域主権戦略の取り組みを踏まえつつ検討を進め、さらに、運用面における推薦手続き等に関する通知の見直しなども含め、結論を得て、民生委員法等の所要の改正を行い、簡略化を図る。	平成22年度中に結論	厚生労働省



番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
926	職業能力開発大学校等を設置する際の大臣協議、同意の廃止	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第3項	職業能力開発大学校等を設置する際の大臣協議については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告も踏まえ、廃止する方向で検討を進める。	平成22年度中に結論	厚生労働省
927	国民年金保険料の追納期間の延長	国民年金法(昭和34年法律第141号)第102条第4項	国民年金保険料の追納期間については、現在、2年の時効期限を設けているところであるが、無年金・低年金を防止する観点から、納付意欲への影響等を考慮しつつ、事後納付の仕組みの導入等について早急に検討を進め、結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
1005	酒造メーカーと地域が一体となって酒造好適米生産を行う場合の生産調整の特例の適用	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第2条第2項 米政策改革大綱第3の2 米政策改革基本要綱第Ⅱ部の第1の2 米の数量調整実施要綱第5、第6	米については、生産数量目標に即して主食用米の生産を行う農業者を対象に戸別所得補償モデル事業を平成22年度から措置することとしており、これを踏まえて、提案された地域等がどのような要望を持つのか把握することが必要。 このため、提案された地域等の意見を聞いた上で、対応方法について平成21年度中に検討を開始する。	平成22年度中に結論	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1116 1214 1304	新エネルギーの利活用の促進 (バイオエタノール)	<p>大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第19条第1項、第19条の2第1項</p> <p>大気汚染防止法第19条の2第1項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示(平成7年環境庁告示第64号)</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第13条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年通商産業省令第24号)第10条</p> <p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条、第41条</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条の2</p> <p>道路運送車両の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第3条</p>	<p>バイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)の、現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度中に結論を得るべく検討を行う。</p>	平成22年度中に結論	経済産業省 国土交通省 環境省
1117	特許の出願手続きの簡素化	特許法(昭和34年法律第121号)第36条	<p>平成21年1月26日、特許庁長官の私的研究会として「特許制度研究会」を設置し、特許出願時の要件緩和についても論点整理を行ったところ。</p> <p>特許出願は年間約40万件あり、効率的な業務態勢を実現するためには、出願要件の緩和にあたっては、システム対応が不可欠である。システム対応については、最速でも平成26年1月の実施となるが、システム対応を行わずに対応できる項目があれば、それ以前の実施について検討を行う。</p>	平成23年度中に結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1213	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第3条、第5条、第6条	通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。	平成22年6月を目途に結論	国土交通省
1215	除雪作業車両への臨時運行許可	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条、第35条、第36条	除雪作業を行う車両について、交通安全確保に留意しつつも、緊急対応や期間限定である場合には、保安基準の適合性確認のための検査・登録を免除して臨時運行を認めることが可能となるよう検討を行う。	平成22年度中に結論	国土交通省
1216	水島航路における巨大船通過時の待機船の長さの緩和	海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第18条 海上交通安全法施行規則(昭和48年運輸省令第9号)第9条第1項	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成21年7月公布)により各港の実情に応じて港内での柔軟な行き会いが可能となることを踏まえ、水島港の港内航路における管制基準及びこれに接続する水島航路における行き会い基準の緩和の可否について、安全性の検証も含め地元関係者等で検討を行う。	平成23年度中に結論	国土交通省
1305	都道府県立自然公園の特別地域等の指定等に係る国の関係地方行政機関の長への協議の廃止	自然公園法(昭和32年法律第161号)第66条第1項	都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告も踏まえ、廃止を含めた方向で検討を進め、当該勧告への対応とあわせて結論を得る。	平成22年度中に結論	環境省